



2026年8月6日

各 位

会 社 名	福山通運株式会社
代 表 者 名	代表取締役 社長執行役員 熊野 弘 幸
コード番号	9075 東証プライム市場
問 合 せ 先	専務執行役員 江 藤 洋
電 話	084-924-2000

過年度の有価証券報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社が過去に提出した2021年3月期から2025年3月期まで（以下「対象年度」といいます。）の各有価証券報告書に関して、関連当事者取引に関する注記漏れがあり、2026年6月23日付けで各訂正報告書を関東財務局長に提出いたしました（以下「本訂正」といいます。）ので、下記のとおり、本訂正の経緯及び本訂正後に実施した追加検証の結果をお知らせいたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係各位の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。当社としては、本件を真摯に受け止め、信頼回復に向け、再発防止策の徹底とガバナンス強化に取り組んでまいります。

記

1. 本訂正に至った経緯

(1) 関連当事者取引に関する注記漏れが生じ、その後発覚した経緯

当社グループは、タイヤその他自動車用品、付属品の販売及び輸入等を営む有限会社ホーショーイン（以下「ホーショーイン」といいます。）との間で車両部品等の購入その他の取引（以下「本取引」といいます。）を行っておりました。ホーショーインは、2019年に、当社代表取締役社長（当時）小丸成洋（現・当社代表取締役会長。以下「小丸会長」といいます。）及び当社代表取締役副社長（当時）熊野弘幸（現・当社代表取締役社長。以下「熊野社長」といいます。）の近親者が議決権の100%を直接保有する会社として個人グループに属する関連当事者となったことから、以後、有価証券報告書において、1,000万円を超える取引についての関連当事者取引の注記による開示が必要となりました。

当社は、毎年取締役、監査役に関連当事者取引調査票を送付して調査を行い、関連当事者及び関連当事者との取引の概要を把握しており、関連当事者との取引が把握された場合には、財務データから取引金額を集計し、取締役会への報告及び開示基準に従った重要性判定を行っております。

ホーショーインに関する情報は、当該調査票に記載されており、当社は、ホーショーインが当社役員の近親者が議決権の過半数を保有する会社であるとの情報（以下「本関連当事者情報」といいます。）を入手しておりました。しかしながら、関係者において本取引に関する開示基準の適用にあたり、ホーショーインを法人グループに属する関連当事者と誤認し、関連当事者取引の注記の開示基準に該当することを認識できていませんでした。そのため、対象年度の各有価証券報告書において、本取引に関する関連当事者取引の注記漏れ（以下「本注記漏れ」といいます。）が生じました。

2025年10月に、会計監査人からホーショーインとの取引の金額を踏まえて、内容の検証が必要ではないかとの指摘があり、これを契機に、本注記漏れを認識し、次項で述べる当社監査役会の調査を実施した上で、2026年6月23日に本訂正に至りました。

(2) 本注記漏れ発覚後の監査役会による調査

当社は、有価証券報告書に関連当事者取引の注記を行う前提として、本注記漏れが生じた原因及び本取引の内容の検証（取引価格の妥当性の検証を含みます。）を行う必要があると判断し、ホーショーインが当社経営トップに関係する会社であることなどを考慮し、2026年2月10日に開催した当社監査役会において、監査役会による社内調査（以下「本社内調査」といいます。）を実施することを決定いたしました。

本社内調査では、監査役会が指名した常勤監査役1名及び社外監査役1名を中心に、本取引に関する当社の内部資料、ホーショーインの決算書等を精査し、ホーショーインの役員を含む関係者からのヒアリングを実施するとともに、ホーショーインとの取引に関して類似取引との比較による価格の妥当性の確認等の調査を行った結果、以下の事実が認められました。

- **（本注記漏れが発生した原因）** 当社は、本関連当事者情報を把握していたものの、ホーショーインが法人グループに属する関連当事者に該当すると誤認し、関連当事者取引の注記の開示基準に該当することを認識できていなかったことから、重要性判定の誤り（取引額が1,000万円を超える場合に関連当事者取引の注記が必要となること）に気づくことができませんでした。
- **（情報の隠ぺい等の有無）** 本関連当事者情報及び本取引に関する情報は、関連当事者取引調査票等を通じて当社も把握していたと共に、会計監査人に提供されており、当社において、本来必要な関連当事者取引に関する情報を意図的に非開示とした情報の隠ぺい等は認められませんでした。
- **（本取引の取引条件の妥当性）** 本取引の取引価格を含む取引条件については、公表情報から収集できる同種商品ないし類似商品の取引価格との比較を行うとともに、ホーショーインの決算書の分析を行い、取引価格を含む取引条件の妥当性を検証しましたが、取引価格が市場実勢から乖離しているといった事実はありませんでした。
- **（本取引に関する社内手続の履行）** 本取引の一部に関して、本来必要な稟議決裁や取締役会の承認が適切に履行されていなかったことが確認されました。なお、本注記漏れの発覚後、ホーショーインとの取引については、取締役会にて必要な事後承認決議を経ております。

(3) 再発防止策の策定及び実施

当社執行部門は、本社内調査の結果を受けて、監査役会より本注記漏れに関する再発防止策の策定、及びホーショーインとの取引について、当社として、関連当事者取引の見直しの要請を受けました。

これを受けて、当社執行部門は、関連当事者に対する統制強化（関連当事者情報の網羅的管理、取引の事前チェック体制の構築、開示プロセスの強化）、利益相反取引に対する統制強化（利害関係の事前申告の徹底、取締役会承認プロセスの厳格化、取引条件の公正性担保、審議の質の向上）、並びにモニタリング及び監査機能の強化（内部監査の強化、継続的モニタリング、監査役会への報告体制の整備）という再発防止策（以下「本再発防止策」といいます。）を策定しました（なお、これらの施策は、当社が2026年6月26日に公表したコーポレートガバナンス報告書にも記載しております。）。また、ホーショーインとの取引関係については、2025年6月の新たな経営体制において、本注記漏れの発覚以前から、取引の縮小に向けた検討を開始していましたが、今回の監査役会からの指摘を受け、前倒しで終了に向けた対応を進め、大部分の取引を終了しており、最終的にはすべて終了予定です。

(4) 外部専門家による本社内調査の検証

当社は、本訂正の公表後、監査役会による本社内調査の内容及び本再発防止策の妥当性についての検証（以下「本外部検証」といいます。）を、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「AMT」といいます。）に依頼しました。本外部検証では、本社内調査に関する資料の内容を改めて精査するとともに、小丸会長、熊野社長及びホーショーインの役員、本社内調査を担当した監査役等へのヒアリング等が実施されました。その結果、当社は、AMTから、情報の隠ぺい等がないことを含む本社内調査の結果及び本社内調査を受けて策定・実施した本再発防止策の内容が妥当であるとの検証結果の報告を受けるとともに、本訂正に至った経緯、原因分析及び再発防止策について株主・投資家への説明責任の観点から、

公表を行うことが望ましい旨の提言を受けました。

そのため、当社は、このたび、本訂正に至った経緯を公表することといたしました。

2. 訂正を行った有価証券報告書

- (1) 第73期有価証券報告書(2021年3月期)
- (2) 第74期有価証券報告書(2022年3月期)
- (3) 第75期有価証券報告書(2023年3月期)
- (4) 第76期有価証券報告書(2024年3月期)
- (5) 第77期有価証券報告書(2025年3月期)

3. 過年度の業績への影響

今回の訂正は、有価証券報告書の関連当事者取引の注記漏れによるものであり、過年度における経営成績及び財政状態等に影響を与えるものではありません。また、この訂正による過年度の決算短信の訂正はありません。

4. 役員に係る対応について

本注記漏れに関しては、当社関係者に情報の隠ぺいその他の不正行為は認められず、また、3.に記載のとおり、経営成績及び財政状態等に影響を与えるものではありません。しかしながら、5年間にわたって有価証券報告書に関連当事者取引の注記漏れが生じたことは事実であり、このような事態を重く受け止め、以下のとおり、対象年度における財務諸表の作成責任者であった以下の代表取締役が、経営責任の明確化のため、報酬の自主返納を行います。

代表取締役会長 小丸 成洋	2か月間の月額報酬の20%返納
---------------	-----------------

以 上